

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 岐阜県
（氏名） A

上記被審人に対する令和7年度(判)第20号金融商品取引法違反審判事件について、
金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋安
紀子、審判官美濃口真琴、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条
の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金10万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和8年2月18日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算
の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判手続の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第12
号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記
事実が認められる。

令和7年12月17日

金融庁長官 伊藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法（以下「法」という。）第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第12号に該当

被審人は、株式会社東京証券取引所が開設する金融商品市場に上場されていた株式につき、寄付き前又は立会時間中に他の投資者による引け条件付き成行注文（以下「引成注文」という。）及び指値出来ばれば引け成行注文（以下、引成注文と合わせて「引けの注文」という。）の発注株数が売り側より買い側に大きく偏っているために引け値が上昇する可能性があり、その可能性を前提に他の投資者が新たな引けの売り注文を発注することが想定される状況において、その発注を控えさせるため、約定意思があるかのように装って引成売り注文を発注してその偏りを解消しておき、引け直前にその引成売り注文を約定の見込みのない指値の引け条件付き注文に変更することで引けにおいて同注文を失効させるとともに引けの注文の発注株数が売り側より買い側に大きく偏った状態にすることにより、自らが別途発注する引成売り注文を有利な価格で約定させることを企て、他の投資者による引けの注文が売り側より買い側に偏っていた別表「銘柄名」欄記載の株式会社オカムラ食品工業の株式ほか5銘柄につき、真実は、いずれも約定させる意思がなかったにもかかわらず、同市場において、株式会社B証券を介して、別表通番1又は通番1－1から通番1－2若しくは通番1－4までのとおり引成売り注文を発注するなどして引けの注文の発注株数の偏りを解消し、通番3又は通番3－1及び通番3－2のとおり同引成売り注文を約定見込みのない指値の引け条件付き注文に変更するまでの間、第三者をして、同引成売り注文を引けまで維持してそのまま約定させることを意図したものであるとの錯誤を生じさせ、同引成売り注文を前提にした投資判断をさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い、当該偽計により有価証券の価格に影響を与え、各取引日の通番1又は通番1－1から通番3又は通番3－2までの間、各銘柄について、自己の計算において、C証券株式会社を介し、通番2記載のとおり買い付けたものである。

2 法令の適用

法第173条第1項第2号、第176条第2項、第158条

3 課徴金の計算の基礎

別表に掲げる事実につき

1. 令和5年10月11日の株式会社オカムラ食品工業に係る取引について

(1) 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量100株が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量0株を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格2,522円に当該超える数量100株(100株-0株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(2,522 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) - (2,383 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) = 13,900 \text{ 円}$$

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000円となる。

2. 令和5年10月17日の株式会社ナレルグループに係る取引について

(1) 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量200株が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量0株を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格2,572円に当該超える数量200株(200株-0株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(2,572 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - (2,400 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,402 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) = 34,200 \text{ 円}$$

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

3. 令和5年10月18日の株式会社A B & C o m p a n yに係る取引について

(1) 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量300株が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量0株を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格1,112円に当該超える数量300株(300株-0株)

株) を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(1,112 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) - (1,050 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,051 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) = 18,400 \text{ 円}$$

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000円となる。

4. 令和5年10月20日の株式会社アルファに係る取引について

(1) 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量200株が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量0株を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格1,555円に当該超える数量200株(200株-0株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(1,555 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - (1,365 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,366 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) = 37,900 \text{ 円}$$

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

5. 令和5年10月23日の株式会社キューソー流通システムに係る取引について

(1) 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量300株が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量0株を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格982.8円に当該超える数量300株(300株-0株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(982.8 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) - (946 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) = 11,040 \text{ 円}$$

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000円となる。

6. 令和5年10月25日の株式会社串カツ田中ホールディングスに係る取引について

違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量200株が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量0株を超えているこ

とから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格1,736円に当該超える数量200株(200株-0株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$(1,736\text{円} \times 200\text{株}) - (1,684\text{円} \times 100\text{株} + 1,688\text{円} \times 100\text{株}) = 10,000\text{円}$$

7. 上記1.ないし6.により算定した額の合計

$$10,000\text{円} + 30,000\text{円} + 10,000\text{円} + 30,000\text{円} + 10,000\text{円} + 10,000\text{円} = 100,000\text{円}$$

となる。

(別表)

No.	銘柄名 (上場市場区分)	取引日	通番	時刻	証券会社	取引種別	違反行為の状況等	売				買			
								執行条件	注文値段	株数	約定値段	注文値段	株数	約定値段	約定価格
1	株式会社 オカムラ食品工業 (スタンダード市場)	R5.10.11	1	11:16:48	B証券	新規	引成売り注文の発注	引け	成行	600					
			2	11:28:07	C証券	新規	買い注文の約定						100	2,383	238,300
			3	11:29:07	B証券	新規	引成売り注文の変更	引け	2,430	600					
2	株式会社 ナレルグループ (グロース市場)	R5.10.17	1-1	10:27:21	B証券	新規	引成売り注文①の発注	引け	成行	800					
			1-2	10:27:31	B証券	新規	引成売り注文②の発注	引け	成行	600					
			2	11:28:09	C証券	新規	買い注文の約定						100	2,402	240,200
				11:28:47	C証券	新規	買い注文の約定						100	2,400	240,000
			3-1	11:29:23	B証券	新規	引成売り注文②の変更	引け	2,500	600					
			3-2	11:29:23	B証券	新規	引成売り注文①の変更	引け	2,500	800					
3	株式会社 AB&Company (グロース市場)	R5.10.18	1-1	11:11:10	B証券	新規	引成売り注文①の発注	引け	成行	500					
			1-2	11:11:23	B証券	新規	引成売り注文②の発注	引け	成行	600					
			2	11:29:16	C証券	新規	買い注文の約定						100	1,051	105,100
				11:29:17	C証券	新規	買い注文の約定						100	1,051	105,100
				11:29:32	C証券	新規	買い注文の約定						100	1,050	105,000
			3-1	11:29:42	B証券	新規	引成売り注文②の変更	引け	1,087	600					
			3-2	11:29:42	B証券	新規	引成売り注文①の変更	引け	1,080	500					
4	株式会社アルファ (スタンダード市場)	R5.10.20	1	8:22:48	B証券	新規	引成売り注文の発注	引け	成行	1,400					
			2	11:29:29	C証券	新規	買い注文の約定						100	1,365	136,500
				11:29:36	C証券	新規	買い注文の約定						100	1,366	136,600
			3	11:29:54	B証券	新規	引成売り注文の変更	引け	1,400	1,400					
5	株式会社キユーネー 流通システム (スタンダード市場)	R5.10.23	1	9:01:38	B証券	新規	引成売り注文の発注	引け	成行	1,200					
			2	11:28:40	C証券	新規	買い注文の約定						100	946	94,600
				11:28:42	C証券	新規	買い注文の約定						100	946	94,600
				11:29:33	C証券	新規	買い注文の約定						100	946	94,600
			3	11:29:54	B証券	新規	引成売り注文の変更	引け	955	1,200					
6	株式会社串かつ田中 ホールディングス (スタンダード市場)	R5.10.25	1-1	9:23:54	B証券	新規	引成売り注文①の発注	引け	成行	1,000					
			1-2	9:24:02	B証券	新規	引成売り注文②の発注	引け	成行	1,100					
			1-3	9:30:59	B証券	新規	引成売り注文①の取消	引け	成行	1,000					
			2	10:57:40	B証券	新規	引成売り注文③の発注	引け	成行	1,000					
				11:11:23	C証券	新規	買い注文の約定						100	1,684	168,400
			3	11:21:12	C証券	新規	買い注文の約定						100	1,688	168,800
				11:29:52	B証券	新規	引成売り注文②の変更	引け	1,710	1,100					
				11:29:52	B証券	新規	引成売り注文③の変更	引け	1,710	1,000					